



戸籍の窓口

人口と世帯数 5月31日現在		
総人口	3,458	人
男	1,630	人
女	1,828	人
世帯数	1,138	戸

3・4・5月受付分

お誕生おめでとうございます

若佐 壮太	克秀 直美	二男
森 ももか	正  きみ子	長女
中畑 ひなの	大  由香利	長女
田中 美妃	和哉 直子	三女
赤坂 萌ヶ香	亘  峰子	長女
赤坂 萌乃香		二女

ご結婚おめでとうございます

森 昭	(阿弥陀川)
吉田 倫子	(青森市)
藤本 勉	(長科)
津島 千美	(蓬田)
稲葉 翼	(長科)
川村 恵美	(青森市)

おくやみ申し上げます

細谷 キセ	(蓬田 93歳)
久慈 精逸	(瀬辺地 78歳)
櫛引 たき	(中沢 86歳)
八百 ツナ	(阿弥陀川 88歳)
川内 勇次郎	(阿弥陀川 81歳)
久慈 よんこ	(広瀬 86歳)

子育てサポートセンターだより



「親業」って知ってますか？

「親業」とは、アメリカで生まれたコミュニケーションの知恵を学ぶ、参加型学習（ワークショップ）プログラムです。たとえば……

「あなたのために言ってるんだよ。」  
「うるさいな。ほっといてよ！」

これでは、お互いの思いは伝わりませんよね。もっと、親の気持ちを伝えられる「話し方」、子どもの悩みがわかる「聞き方」ができるように、「聞く」と「話す」をキャッチボールのように行き来させる学習法です。



キャッチボール なかなかうまいですね

インストラクターの沼宮内亨美先生



「親業」は、親子だけでなく、夫婦や嫁姑や、職場や、すべての人間関係などにも生かれます。

この次は、みなさんもぜひ参加して、ことばのキャッチボールを体験してみませんか？

\*\*\*\*\*  
開設日時 毎週月・木曜日（祝日を除く） 10時～16時  
TEL 0174-31-3111  
メール yomo-ks2@net.pref.aomori.jp  
\*\*\*\*\*

お問い合わせ  
役場住民生活課 健康班  
Tel 27-2111  
青森環境管理事務所  
Tel 017-736-9292  
自衛官募集  
2等陸・海・空士(男子)  
(8月入隊)

お知らせ  
情報局

消防車のサイレン音に  
ついてお知らせ

青森消防本部では、平成18年4月10日「春の火災予防運動」の日から、村民の皆様へ緊急出動車両のサイレン音の使い分けにより、災害の種別をお知らせします。火災は次のようにサイレン音と警鐘三

不法投棄撲滅

廃棄物処理法により、廃棄物の「不法投棄」は禁止され

点「ウーウー・カン・カン・カン・ウーウー」を使用し、救助災害等、火災以外の場合は、サイレン音「ウーウー」のみを使用しておりますのでご理解願います。

野焼き根絶

同じく、破棄物の「野焼き」も禁止されています。「野焼き」とは、ドラム缶による焼却や、空き地、川べりなどでの適切な焼却設備を使わない廃棄物の焼却のことです。野焼きをした場合は、5年以下の懲役または、一〇〇万円（法人は一億円）以下の罰金に処せられるなど厳しい罰則が設けられています。なお、どんと焼きなど風俗習慣上行われる廃棄物の焼却や、たき火その他の日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却で軽微なものなどについては、野焼き禁止の対象外となります。

平成18年4月1日から介護保険法の一部が改正されました。

I 介護給付の認定と給付

認定	介護給付	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
要介護1	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	要介護5

- 1) 認定基準……介護が必要となるため、または生活機能を低下させたための予防的サービスが必要。
- 2) 介護給付……要介護度が重くなるように、生活機能を改善することを目的とした支援が必要。
- 3) 介護給付……自立した生活が送れるように、日常生活においてさまざまな介助が必要。

II 介護給付の月額

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
18,300円	27,000円	36,000円	45,000円	54,000円
要介護6	要介護7	要介護8	要介護9	要介護10
27,600円	27,600円	41,400円	55,200円	69,000円
				82,800円

※ 介護給付の月額については、介護改革に伴い保険料が急激に上昇する方に平成18年度、19年度の2年間、徴収額を軽減する措置があります。

詳細については、19年度介護給付月額表までお問い合わせください。

- 2等海士(女子) (8月入隊)
- 概要
- 2年又は3年の任期制隊員
- 応募資格
- ※18年8月1日現在の年齢18歳以上27歳未満の男女(女子は海士のみ)
- 受付期間
- 2等陸・海・空士(男子) 6月23日まで
- 2等海士(女子) 6月12日～7月14日
- 試験日など
- 7月2日(日) 青森駐屯地
- 7月23日(日) 青森駐屯地
- 問い合わせ
- 自衛隊青森地方連絡部 青森募集案内所
- Tel 017-783-2995

国民年金こんな時には  
こんな手続きを

国民年金は、日本国内に住居がある、二十歳以上六十歳未満の方すべてが加入する制度です。届出を忘れると、将来受け取る年金額が少なくなったり、受けられなくなったりする場合があります。次のようなときは、市区役所・町村役場へ自分で届出をすることが必要です。届出は忘れずに行いましょう。

- 二十歳になったとき
- 農業、自営業、学生、勤めていても厚生年金保険に加入していない方が二十歳になったときは、「国民年金被保険者資格取得届」。
- 会社を退職したとき
- 六十歳になる前に、会社などを退職したとき、または勤

めをやめて国民年金被保険者の配偶者になったときは、「国民年金被保険者種別変更届」。

- 収入が増え、被扶養配偶者でなくなったとき
- 収入が増え、被扶養配偶者でなくなったとき(パート収入が百三十万円以上になったとき)は、「国民年金被保険者種別変更届」。
- 配偶者が退職したとき
- 配偶者が退職し、会社員や公務員などの被扶養配偶者でなくなったときは、「国民年金被保険者種別変更届」。

なお、会社や役所、学校などに勤めている方とその被扶養配偶者の方については、勤務先で手続きが行われますので、自分で行う必要はありません。以上の手続きについては、詳しくは、お住まいの市区役所・町村役場または社会保険事務